託送供給約款認可申請に係る査定方針

平成28年12月 九州経済産業局

目 次

С	申	目請	青 の	概	要		•					•		•		-		•	•		•		•	 		•		1
C)基	本	的	な	審	査	の :	方	針								 •			•			•	 	•			1
C)查	Ē	定	結	果	Į																						
	1		大	牟	田	ガ	ス		•	•			•		•							•						2
	2		筑	紫	ガ	ス																						4
	3		久	留	米	ガ	ス																-			ı		6
	4		高	松	ガ	フ	ζ.		•																			8
	5		鳥	栖	ガ	ス				•																-	1	0
	6		佐	賀	ガ	ス				•																-	1	2
	7		九	州	ガ	ス																					1	4
	8		大	分	ガ	ス																					1	6
	9		宮	崎	ガ	ス								•												-	1	8
1	0		日	本	ガ	ス																				1	2	0
1	1		加	治	木	ガ	ス					•														. ;	2	2
1	2		国	分	隹	人	ガ	7	ζ.																		2	4

○申請の概要

託送料金原価の内訳(3年平均)

(単位:千円)

	大牟田ガス	筑紫ガス	久留米ガス	高松ガス	鳥栖ガス	佐賀ガス	九州ガス	大分ガス	宮崎ガス	日本ガス	加治木ガス	国分隼人ガス
	今回申請	今回申請	今回申請	今回申請	今回申請	今回申請	今回申請	今回申請	今回申請	今回申請	今回申請	今回申請
比較査定ネットワーク費用	76,035	402,181	543,899	36,342	82,708	188,837	546,253	592,067	826,804	1,401,817	90,720	63,866
需給調整費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	208,378	0	0
修繕費	5,279	66,281	39,357	4,008	10,513	46,524	61,625	115,000	133,400	38,784	1,887	5,194
租税課金	23,796	64,702	56,098	768	33,002	45,282	70,633	187,233	201,016	192,893	8,571	4,972
固定資産除却費	445	0	15,103	0	870	1,253	0	26,621	23,232	32,143	0	0
減価償却費	175,342	379,858	426,354	1,240	28,863	343,929	451,385	1,263,037	628,094	1,125,098	63,244	56,995
バイオガス調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需要調査・開拓費	8,708	0	128,900	0	0	0	0	0	57,204	0	0	0
事業者間精算費	0	26,661	0	5,513	0	173,591	0	0	0	0	3,876	8,269
営業外費用	0	0	2,429	0	10,870	0	0	0	0	1,152	0	0
法人税等	1,634	8,915	2,609	7	9,084	13,528	11,075	3,456	14,382	15,710	4,649	7,156
事業報酬(レートベース、事業報酬率)	28,043	51,143	3,022	62	1,887	65,610	56,466	255,794	149,174	192,906	262	8,905
控除項目(営業雑益、雑収入、事業 者間精算収益)	▲ 12,878	0	0	▲ 42	▲ 7,618	▲ 17,124	▲ 6,680	▲ 3,300	▲ 606	▲ 27,269	0	▲ 76,930
NW総原価	306,403	999,741	1,217,771	47,898	170,179	861,429	1,190,757	2,439,908	2,032,700	3,181,611	173,209	78,428

○基本的な審査の方針

改正法附則第18条第1項の規定に基づき、本年7月に認可申請がなされた託送供給約款について、 算定省令や審査要領、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に 基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令の規 定に基づき経済産業大臣が別に告示する値」(以下、「告示」という。)等の法令関連規定、総合資源エネ ルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会(以下、「ガス小委」という。)での議論の結 果に照らし、申請された料金が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたも のであること」等の法律第五条の規定による改正後のガス事業法(以下、「新ガス事業法」という。)の要 件に合致したものであるかを審査する必要がある。

今回は、全国で100を超える一般ガス事業者から一度に託送料金認可申請が行われること、平成2 9年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、一部の費目については比較査定(ヤードスティック方式)を採用することとされた。

	営業費用															以外	
労電水用務力道料料	品 賃 **	費通保定信険更料	委託 作 業 費	試験研究費	たな卸減耗費	雑費	一般管理費	調網	修繕費	頁 産 除	価償却費	でイオガス周達費需要調査・開拓費	者間精	営業外費用法人税等	事業報酬	控除項目	上較査定対象費用 個別査定対象費用

なお、「託送料金原価」とは、算定省令第2条第1項の原価等を指す。

〇査定結果

大牟田ガス

-前提計画(需要想定•設備投資計画)-

- 1. 需要想定について、供給計画等に基づき適切に算定されていることを確認した。
- 2. 設備投資計画について、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。

-経営効率化-

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合相当分を託送料金原価から 減額する。 ・・・2, 486千円(3年平均)

計 2,486千円(3年平均)託送料金原価から減額する

(修繕費、固定資産税、固定資産除却費、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

-比較査定対象ネットワーク費用-

1. 将来の導管総延長は、過去の供給計画上の計画値の実現率(過去3年平均)を踏まえて算定したところ、適正な導管総延長に基づき算定されていることを確認した。このため、比較査定対象ネットワーク費用についての査定は発生しない。

-修繕費-

1. 未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

***102千円(3年平均)

計 102千円(3年平均)託送料金原価から減額する

- -設備投資関連費用(減価償却費、固定資産除却費、事業報酬)-
- 1. 減価償却費
- (1)未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••1,979千円(3年平均)

計 1,979千円(3年平均)託送料金原価から減額する

2. 固定資産除却費

(1)未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••18千円(3年平均)

計 18千円(3年平均)託送料金原価から減額する

3. 事業報酬

(1)事業報酬額はレートベースの算定に誤りがあったため、再算定して適正額との差額を託送料金原価に 反映する。(経営効率化割合相分の減額を含む)

•••21千円(3年平均)

計 21千円(3年平均)託送料金原価から反映する

- 和税課金、営業外費用、控除項目-

- 1. 租税課金
- (1)事業税は算定誤りの為修正、事業者間精算費を控除した金額で反映する。

***25千円(3年平均)

(2) 固定資産税・都市計画税は、業務設備のうち託送関連対象外資産に係る部分の費用については託送 料金原価から減額する。(経営効率化割合相当分を含む)

•••81千円(3年平均)

(3) 自動車税について、託送関連対象外の費用は、託送料金原価から減額する。

***84千円(3年平均)

計 140千円(3年平均)託送料金原価から減額する

2. 法人税等

(1)法人税等について、託送関連レートベースに係る業務設備の算定に誤りがあったため、再算定して適正額との差額を託送料金原価から減額する。

•••42千円(3年平均)

計 42千円(3年平均)託送料金原価から減額する

- 3. 控除項目 · 減少事業報酬額
- (1)控除項目の雑収入について、事業者の算定誤りのため、託送料金原価に反映する。

•••12. 878千円(3年平均)

計 12,878千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-需要調査・開拓費-

1. 需要開拓活動の委託に係る公募手続き等について十分な説明がなかったことから、ガス小売事業者間の公平性の確保が確認できないため、託送料金原価から除く。

***8, 708千円(3年平均)

計 8,708千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-事業者間精算費-

1. 申請時に、事業者間精算費が未計上。上流の事業者間精算料金表に基づき算定された金額を託送料金原価に反映する。

計 28, 245千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-費用の配賦・レートメーク-

1. 申請された託送料金表は、ガス使用量「Om3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上であり、許容できるものであることを確認した。

-その他-

- 1. 申請託送供給約款の I. 基本事項の4. 引受条件の(4)「託送供給約款に記載されている「受入地点から連結点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ連結点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改めること。
- 2. その他、記載誤り等についても修正する。

筑紫ガス

-前提計画(需要想定•設備投資計画)-

1. 需要想定について、自家使用分の需要見込みを計上していなかったため、該当分をガス需要量に反映する。 ・・・22千 m3(3年平均)

計 22千 m³(3年平均)を需要想定の需要量に反映する

-経営効率化-

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する 費用等を託送料金原価から減額する。 ・・・6. 441千円(3年平均)

> 計 6,441千円(3年平均)託送料金原価から減額する (修繕費、固定資産税、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

-比較査定対象ネットワーク費用-

- 1. 原価算定期間の導管総延長は、過去の供給計画の計画値の実現率から審査したところ、適正に算定されていることを確認した。
- 2. 算定省令の理解不足により、補正適正コストから一定額を控除しているため、原価に反映する。
 ・・・・5. 711千円(3年平均)

計 5,711千円(3年平均)を託送料金原価に反映する

-修繕費-

- 1. 比較査定対象ネットワーク費用の消耗費として計上された小口用のガスメーターの取替費用が、ガスメーター修繕費に計上されているため、該当分を減額する。 ・・・31,093千円(3年平均)
- 2. 経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••466千円(3年平均)

3. 平成26年度の実績修繕費から託送供給関連以外を減額する。

計 32, 351千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-設備投資関連費用(減価償却費、事業報酬)-

- 1. 減価償却費
- (1)経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••4. 996千円(3年平均)

(2)減価償却費の計上漏れを原価に反映する。

計 9,177千円(3年平均)託送料金原価に反映する

2. 事業報酬額

- (1)施設建屋に比して過大である敷地は、その過大分を託送料金原価から減額する。
- (2)経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••773千円(3年平均)

計 972千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-租税課金、控除項目-

- 1. 租税課金
- (1) 託送供給関連外の費用を託送料金原価から減額する。
- (2)経営効率化割合相当分を固定資産税から減額する。

***206千円(3年平均)

計 1,135千円(3年平均)託送料金原価から減額する

2. 法人税等

(1) 託送供給関連外の資産の減額等によるレートベース比の変更を減額する。

•••7千円(3年平均)

計 7千円(3年平均)託送料金原価から減額する

- 3. 控除項目
- (1)他受工事補償金収入を計上する。

•••4, 552千円(3年平均)

計 4,552千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-事業者間精算費-

1. 申請時に織り込んでいなかった取引に係る費用を託送料金原価に反映する。

計 72,746千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-費用の配賦・レートメーク-

1. 申請された託送料金表は、ガス使用量「Om3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上であり、許容できるものであることを確認した。

-その他-

- 1. 申請託送供給約款の I. 基本事項の4. 引受条件の(4)「託送供給約款に記載されている「受入地点から連結点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ連結点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改めること。
- 2. その他、記載誤り等についても訂正する。

久留米ガス

-前提計画(需要想定•設備投資計画)-

1. 需要想定について、自家使用ガス分の需要見込みを計上していなかったため、自家使用分をガス需要量に反映する。 ・・・198千 m3(3年平均)

198千 m3(3年平均)需要想定の需要量に追加する

-経営効率化-

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する 費用を託送料金原価から減額する。 ・・・・2, 259千円(3年平均)

> <u>計 2,259千円(3年平均)託送料金原価から減額する</u> (修繕費、固定資産税、固定資産除却費、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

-比較杳定対象ネットワーク費用-

1. 将来の導管総延長に供給管延長を含めて比較査定ネットワーク費用が算定されていたので、供給管部 分については、託送料金原価から減額する。 ・・・135,899千円(3年平均)

計 135,899千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-修繕費-

1. ガスメーターは消耗品として経理しており、YS費用に含まれるため、ガスメーター修繕費の計上額を託送料金原価から除く。 ・・・26,996千円(3年平均)

2. 未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

***36千円(3年平均)

3. 平均修繕費率等の算定について誤り等を修正し、差額を託送料金原価に反映する。

***8, 245千円(3年平均)

計 18,787千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-事業者間精算費-

1. 上流側事業者の料金表を用いて適正に算定した額を託送料金原価に反映する。

***233. 694(3年平均)

計 233,694千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-設備投資関連費用(減価償却費、固定資産除却費、事業報酬)-

- 1. 減価償却費
- (1)減価償却費について、設備投資計画の修正により、原価算定期間の見直し結果に基づき修正し、その 差額を減額する。 ・・・・116,937千円(3年平均)
- (2)減価償却費について、未契約分に係る経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••1, 052千円(3年平均)

計 117, 989千円(3年平均)を託送料金原価から減額する

2. 固定資産除却費

(1)固定資産除却費について、未契約分に係る経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。 ・・・605千円(3年平均)

計 605千円(3年平均)を託送料金原価から減額する

3. 事業報酬

- (1)事業報酬額について、ガス導管事業の資産として、レートベースに追加された資産に係るものを反映する。 ・・・41,109千円(3年平均)
- (2)事業報酬について、未契約分に係る経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••323千円(3年平均)

計 40,786千円(3年平均)を託送料金原価に反映する

-租税課金、営業外費用-

- 1. 租税課金
- (1)事業税について、修正内容を反映した額に修正し、差額を減額する。 ・・・4,929千円(3年平均)
- (2)固定資産税について、償却資産税の額を、申請時に確定している税法上の規定に基づく額に修正し、 差額を減額する。 ・・・・6,634千円(3年平均)
- (3)固定資産税は、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。 ・・・・243千円(3年平均)

計 11.806千円(3年平均)託送料金原価から減額する

2. 営業外費用

(1)営業外費用について、託送関連以外の費用を託送料金原価から減額する。

***2. 429千円(3年平均)

計 2,429千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-需要調査・開拓費-

1. 需要開拓活動の委託に係る公募手続き等について十分な説明がなかったことから、ガス小売事業者間 の公平性の確保が確認できないため、託送料金原価から除く。 ・・・128,900千円(3年平均)

計 128,900千円(3年平均)託送料金原価から除く

-費用の配賦・レートメーク-

1. 申請された託送料金表は、ガス使用量「Om3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上であり、許容できるものであることを確認した。

-その他-

- 1. 申請託送供給約款の I. 基本事項の4. 引受条件の(4)「託送供給約款に記載されている「受入地点から連結点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ連結点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改めること。
- 2. その他、記載誤り等についても修正する。

高松ガス

-前提計画(需要想定:設備投資計画)-

- 1. 需要想定について供給計画等に基づき適切に算定されていることを確認した。
- 2. 設備投資計画について、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。

-経営効率化-

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。

···7千円(3年平均)

<u>計 7千円(3年平均)託送料金原価から減額する</u> (修繕費、固定資産税、固定資産除却費、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

-比較算定ネットワーク費用-

1. 将来の導管総延長は、過去の供給計画上の計画値の実現率(過去3年平均)を踏まえて算定したところ、適正な導管総延長に基づき算定されていることを確認した。このため、比較査定対象ネットワーク費用についての査定は発生しない。

-修繕費-

1. 基準修繕費の算定の基となる期首帳簿原価を帳簿価格で算定していたため修正する。また、消耗品であるガスメーターが計上されているため当該費用を託送料金原価から減額する。(経営効率化割合相当分を含む) ・・・3,817千円(3年平均)

計 3,817千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-設備投資関連費用(減価償却費、事業報酬)-

- 1. 減価償却費
- (1)減価償却費について、記載誤りのため誤りを修正して再算定して適正額との差額を託送料金原価から 減額する。(経営効率化割合相当分を含む)

***281千円(3年平均)

計 281千円(3年平均)託送料金原価から減額する

2. 事業報酬

(1)事業報酬額について、レートベースが原価算定期間の3ヵ年平均値で申請されていたため、3年間の 合計で算定し、託送料金原価に反映する。(経営効率化割合相当分の減額を含む)

···141千円(3年平均)

計 141千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-租税課金、営業外費用、控除項目-

- 1. 租税課金
- (1)事業税が計上されていなかったため、託送料金原価に反映する。

***508千円(3年平均)

計 508千円(3年平均)託送料金原価に反映する

2. 法人税等

(1)法人税等の算定において誤りがあり、また、原価算定期間3年間の託送関連レートベースを基に正しく 算定されていなかったため、誤りを修正して再算定して適正額との差額を託送料金原価に反映する。

•••123千円(3年平均)

計 123千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-事業者間精算費-

- 1. 上流の特定ガス導管事業者の事業者間精算料金表の単価を参照して算定されていることを確認した。 - 費用の配賦・レートメーク-
- 1. 申請された託送料金表は、ガス使用量「Om3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上であり、許容できるものであることを確認した。

-その他-

- 1. 申請託送供給約款の I. 基本事項の4. 引受条件の(4)「託送供給約款に記載されている「受入地点から連結点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ連結点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改めること。
- 2. その他、記載誤り等についても修正する

鳥栖ガス

-前提計画(需要想定•設備投資計画)-

- 1. 需要想定について、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。
- 2. 設備投資計画について、業務設備に託送関連以外の設備投資計画が含まれていたため、過大分について減額する。

-経営効率化-

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。 ・・・267千円(3年平均)

<u>計 267千円(3年平均)託送料金原価から減額する</u> (固定資産税、固定資産除却費、事業報酬額の内数の合計)

-比較査定対象ネットワーク費用-

1. 導管総延長に誤りがあったため、修正する。(導管総延長が供給計画に基づき算定されていないため、 修正し導管総延長が長くなる部分について追加する。)なお、その上で、将来の導管総延長は、過去の 供給計画上の計画値の実現率(過去3年平均)を踏まえたものとして算定し、導管総延長が短くなる部 分について差し引いた上で、託送料金原価に反映する。 ・・・・30.875千円(3年平均)

計 30,875千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-修繕費-

1. 修繕費の算定において、簡素合理化方式を選択しているが、告示の値の適用誤り等があったため、再算定して適正な額に修正する。 ・・・1,228千円(3年平均)

計 1,228千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-設備投資関連費用(減価償却費、固定資産除却費、事業報酬)-

- 1. 減価償却費
- (1)減価償却費の算定において、簡素合理化方式を選択しているが、告示の値の適用誤り等があったため、再算定して適正な額に修正する。 ・・・72,950千円(3年平均)

計 72,950千円(3年平均)託送料金原価に反映する

2. 固定資産除却費

(1)未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••35千円(3年平均)

計 35千円(3年平均)託送料金原価から減額する

3. 事業報酬

(1)事業報酬額算定において、誤りがあったため、再算定して適正な額に修正する。(経営効率化割合相 ***17.014千円(3年平均) 当分を含む)

計 17.014千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-租税課金、法人税等、営業外費用、控除項目-

- 1. 租税課金
- (1)事業税について、託送料金原価の査定に伴い再算定して適正な額に修正する。

***3.968千円(3年平均)

- (2)固定資産税・都市計画税について、算定に誤りがあったため、再算定して適正な額に修正する。 (経営効率化割合相当分の減額を含む) •••456千円(3年平均)
- (3)道路占用料・自動車税他について、託送関連に係る割合で算定されていなかったため、再算定して適

正な額に修正する。

***11.985千円(3年平均)

計 8,473千円(3年平均)託送料金原価に反映する

2. 法人税等

(1)法人税等について、算定に誤りがあったため、再算定して適正な額に修正する。

••4. 912千円(3年平均)

計 4,912千円(3年平均)託送料金原価から減額する

- 3. 営業外費用
- (1)営業外費用は、支払利息が計されているため、託送料金原価から減額する。

***10.870千円(3年平均)

計 10,870千円(3年平均)託送料金原価から減額する

- 4. 控除項目•減少事業報酬額
- (1)控除項目に託送関連以外の収入が計上されているため削除する。 ・・・・7.618千円(3年平均)

計 7,618千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-事業者間精算費-

1. 上流側事業者の料金表を用いて適正に算定した額を託送料金原価に反映する。

•••111. 168千円(3年平均)

計 111, 168千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-費用の配賦・レートメーク-

1. 申請された託送料金表は、ガス使用量「Om3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が 50%以上 であり、許容できるものであることを確認した。

-その他-

- 1. 申請託送供給約款の I. 基本事項の4. 引受条件の(4)「託送供給約款に記載されている「受入地点から連結点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ連結点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改めること。
- 2. その他

その他、記載誤り等についても修正する。

佐賀ガス

-前提計画(需要想定•設備投資計画)-

- 1. 需要想定について、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。
- 2. 設備投資計画について、業務設備に託送関連以外の設備投資計画が含まれていたため、過大分について減額する。

-経営効率化-

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する 費用を託送料金原価から減額する。 ・・・5, 428千円(3年平均)

<u>計 5,428千円(3年平均)託送料金原価から減額する</u> (修繕費、固定資産税、固定資産除却費、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

-比較杳定対象ネットワーク費用-

1. 将来の導管総延長は、過去の供給計画上の計画値の実現率(過去3年平均)を踏まえて算定したところ、適正な導管総延長に基づき算定されていることを確認した。このため、比較査定ネットワーク費用についての査定は発生しない。

-修繕費-

1. 修繕費は、基準修繕費について、託送関連資産以外に係る費用が計上されているため、過大になっている資産に係る費用について、託送料金原価から減額する。(経営効率化割合相当分を含む)

···184千円(3年平均)

2. ガスメーター修繕費の未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••1. 119千円(3年平均)

計 1,303千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-設備投資関連費用(減価償却費、固定資産除却費、事業報酬)-

- 1. 減価償却費
- (1)減価償却費について、託送関連以外の資産としてレートベースから減額された資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化割合相当分を含む)・・・・4,745千円(3年平均)

計 4,745千円(3年平均)託送料金原価から減額する

2. 固定資産除却費

(1)未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••50千円(3年平均)

計 50千円(3年平均)託送料金原価から減額する

3. 事業報酬

(1)事業報酬額について、託送関連以外の資産としてレートベースから減額された資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化割合相当分を含む)・・・・1,707千円(3年平均)

計 1,707千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-租税課金、法人税等、控除項目-

- 1. 租税課金
- (1)事業税について、託送料金原価の査定に伴い再算定して適正な額に修正する。

•••2. 306千円(3年平均)

- (2)固定資産税・都市計画税について、託送関連以外の資産としてレートベースから減額された資産に係るものは託送料金原価から減額する。(経営効率化割合相当分を含む) ・・・・411千円(3年平均)
- (3)道路占用料及び電波利用料について、算定に誤りがあったため、再算定して適正な額に修正する。

***20千円(3年平均)

(4)不動産取得税・登録免許税について、託送関連以外の資産としてレートベースから減額された資産に 係るものは、託送料金原価から減額する。 ・・・19千円(3年平均)

<u>計 2, 756千円(3年平均)託送料金原価から減額する</u>

2. 法人税等

(1)法人税等について、託送関連以外の資産としてレートベースから減額された資産に係るものは、託送料金原価から減額する。 ・・・243千円(3年平均)

計 243千円(3年平均)託送料金原価から減額する

- 3. 控除項目
- (1)控除項目は、適正に算定されていることを確認した。

-事業者間精算費-

1. 上流側事業者の料金表を用いて適正に算定した額を託送料金原価に反映する。

***111, 168千円(3年平均)

計 69,667千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-費用の配賦・レートメーク-

1. 申請された託送料金表は、ガス使用量「Om3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上であり、許容できるものであることを確認した。

-その他-

1. 申請託送供給約款の I. 基本事項の4. 引受条件の(4)「託送供給約款に記載されている「受入地点から連結点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ連結点の圧力が受入地点の圧力

よりも低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改めること。

2. その他

その他、記載誤り等についても修正する。

九州ガス

-前提計画(需要想定•設備投資計画)-

1. 需要想定について、自家使用分の需要見込みを計上していなかったため、自家使用分をガス需要量 に算定する。 ・・・15千 m3(3年平均)

15千 m3(3年平均)を需要想定の需要量に追加する

2. 設備投資計画について、本支管工事の原価算定期間中の設備投資計画の過大分について減額する。 また、ガスメーターの計上漏れがあったため、該当分を反映する。

-経営効率化-

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する 費用を託送料金原価から減額する。 ・・・4, 262千円(3年平均)

計 4,262千円(3年平均)託送料金原価から減額する

(修繕費、固定資産税、固定資産除却費、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

-比較査定対象ネットワーク費用-

1. 将来の導管総延長は、過去の供給計画上の計画値の実現率(過去3年平均)を踏まえて算定したところ、適正な導管総延長に基づき算定されていることを確認した。このため、比較査定対象ネットワーク費用についての査定は発生しない。

-修繕費-

1. 修繕費は、平均修繕費率の算定について誤り等があり、過大になっていたため、託送料金原価から減額する。また、経常修繕費にホルダー修繕引当金の計上漏れがあったため、これを反映する。

***12. 433千円(3年平均)

計 12,433千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-設備投資関連費用(減価償却費、固定資産除却費、事業報酬)-

1. 減価償却費

設備投資計画の修正により対象外の固定資産に係るものは、託送料金原価から減額する。また、ガスメーター分が計上されていなかったため当該分を反映する。

計 10,904千円(3年平均)託送料金原価から減額する

2. 固定資産除却費

設備投資計画の修正により対象外の固定資産に係るものは、託送料金原価から減額する。またガスメーター分が計上されていなかったため当該分を反映する。 ・・・362千円(3年平均)

計 362千円(3年平均)託送料金原価に反映する

3. 事業報酬額

ガス導管事業以外の資産として、レートベースから減額された資産に係るものは託送料金原価から減額 する。またガスメーター分が計上されていなかったため当該分を反映する。・・・2,581千円(3年平均)

計 2,581千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-租税課金、営業外費用、控除項目-

1. 租税課金

- (1)事業税については、ガス導管事業以外の資産として、レートベースから減額された資産に係るものは 託送料金原価から減額する。 ・・・461千円(3年平均)
- (2)固定資産税・都市計画税について、ガス導管事業以外の資産として、レートベースから減額された資産に係るものは託送料金原価から減額する。 ・・・818千円(3年平均)
- (3)その他(自動車税・重量税・印紙税)項目について、託送関連対象外の費用は、託送料金原価から減額する。 ・・・1,289千円(3年平均)

計 2,568千円(3年平均)託送料金原価から減額する

2. 法人税等

法人税等の算定において誤りがあったため、誤りを修正して再算定し適正額との差額を託送料金原価から減額する。 ・・・4, 168千円(3年平均)

<u>計 4, 168千円(3年平均)託送料金原価から減額する</u>

3. 控除項目

控除項目に計上している補償工事精算益の算定の誤りについて修正するとともに、控除項目に計上していなかった地代(駐車場代)を追加することによる原価控除する。 ・・・3,494千円(3年平均)

計 3,494千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-費用の配賦・レートメーク-

1. 申請された託送料金表は、ガス使用量「Om3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上であり、許容できるものであることを確認した。

-その他-

1. 申請託送供給約款の I. 基本事項の4. 引受条件の(4)「託送供給約款に記載されている「受入地点から連結点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ連結点の圧力が受入地点の圧力

よりも低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改めること。

2. その他

その他、記載誤り等についても修正する。

大分ガス

-前提計画(需要想定•設備投資計画)-

- 1. 需要想定について供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。
- 2. 設備投資計画について供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。

-経営効率化-

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。 ・・・6, 053千円(3年平均)

<u>計 6,053千円(3年平均)託送料金原価から減額する</u> (修繕費、固定資産税、固定資産除却費、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

-比較査定対象ネットワーク費用-

1. 将来の導管総延長は、過去の供給計画上の計画値の実現率(過去3年平均)を踏まえて算定したところ差額が生じるので、減額すべきである。 ・・・847千円(3年平均)

計 847千円(3年平均)を託送料金原価から減額する

-修繕費-

- 1. 修繕費は、託送以外との共用設備について、適正な按分基準を用いて区分したところにより再算定して 適正額との差額を託送料金原価から減額する。 ・・・328千円(3年平均)
- 2. 未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••92千円(3年平均)

計 420千円(3年平均)託送料金原価から減額する

- -設備投資関連費用(減価償却費、固定資産除却費、事業報酬)-
- 1. 減価償却費
- (1)減価償却費について、託送以外との共用設備について、適正な按分基準を用いて区分したところによ り再算定して適正額との差額を託送料金原価から減額する。 ・・・1,849千円(3年平均)
- (2)減価償却費について、未契約分に係る経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

***2. 999千円(3年平均)

計 4,848千円(3年平均)託送料金原価から減額する

2. 固定資産除却費

- (1)固定資産除却費は、供給計画での廃止導管延長に、過去実績をふまえた撤去費用を加えた額として 見積もられていることを確認した。
- (2)固定資産除却費は、未契約分に係る経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

***1,065千円(3年平均)

計 1,065千円(3年平均)を託送料金原価から減額する

3. 事業報酬

(1)事業報酬額は、ガス導管事業以外の資産として、レートベースから減額された資産に係るものは託送料金原価から減額する。(共用資産の託送以外にかかる部分について適正な按分基準を用いて除いたところにより再算定して適正額との差額を託送料金原価から減額する。)

•••41, 109千円(3年平均)

(2)未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

***1.550千円(3年平均)

計 42,659円(3年平均)を託送料金原価から減額する

-租税課金、法人税等-

- 1. 租税課金
- (1)事業税について、修正内容を反映し、差額を減額する。

···776千円(3年平均)

(2)固定資産税・都市計画税ついて、共用資産にかかる部分について適正な按分基準を用いて課税標準額から除いたところにより再算定して適正額との差額を託送料金原価から減額する。

***7. 597千円(3年平均)

(3)固定資産税・都市計画税は、未契約分に係る経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。
・・・347千円(3年平均)

計 8,720(3年平均)を託送料金原価から減額する

2. 法人税等

(1)法人税等について、共用資産にかかる部分を適正な按分基準を用いて除いたところによりレートベース比を算出し、再算定して適正額との差額を託送料金原価から減額する。・・・1,614千円(3年平均)

計 1,614(3年平均)を託送料金原価から減額する

-費用の配賦・レートメーク-

1. 申請された託送料金表は、ガス使用量「Om3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上であり、許容できるものであることを確認した。

-その他-

1. 申請託送供給約款の I. 基本事項の4. 引受条件の(4)「託送供給約款に記載されている「受入地点から連結点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ連結点の圧力が受入地点の圧力より

も低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続 されていること。」に改めること。

2. その他、記載誤り等についても修正する。

宮崎ガス

-前提計画(需要想定,設備投資計画)-

- 1. 需要想定について、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。
- 2. 設備投資計画について、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。

-経営効率化-

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。

•••11,838千円(3年平均)

<u>計 11,838千円(3年平均)託送料金原価から減額する</u> (修繕費、固定資産税、固定資産除却費、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

-比較査定対象ネットワーク費用-

1. 将来の導管総延長は、過去の供給計画上の計画値の実現率(過去3年平均)を踏まえたものとして算定し、導管総延長が短くなる部分については、託送料金原価から減額する。

***9. 438千円(3年平均)

計 9,438千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-修繕費-

- 1. 修繕費は、基準修繕費、ガスメーター修繕費ともに適正に算定されていることを確認した。
- 2. 未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

***3. 439千円(3年平均)

計 3,439千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-設備投資関連費用(減価償却費、固定資産除却費、事業報酬)-

- 1. 減価償却費
- (1)託送関連以外の資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化割合相当分を含む)
 ・・・111.466千円(3年平均)

計 111,466千円(3年平均)託送料金原価から減額する

2. 固定資産除却費

(1)未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

***930千円(3年平均)

計 930千円(3年平均)託送料金原価から減額する

3. 事業報酬額

(1)ガス導管事業以外の資産として、レートベースから減額された資産に係るものは託送料金原価から減額する。(経営効率化割合相当分を含む) ・・・52,451千円(3年平均)

計 52,451千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-租税課金、営業外費用、控除項目-

- 1. 租税課金
- (1)事業税について、ガス事業全体売上想定で算定しているため、託送料金原価(収入)を基に再算定し て適正額との差額を託送料金原価から減額する。
- (2)固定資産税・都市計画税は、ガス事業全体の資産から算定しているため、託送関連資産相当額で再 算定して適正額との差額を託送料金原価から減額する。

計 74,623千円(3年平均)託送料金原価から減額する

2. 法人税等

(1)ガス事業全体のレートベースを基に算定しているため、託送関連レートベースを基に再算定して適正 額との差額を託送料金原価から減額する。

計 7, 240千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-需要調查•開拓費-

1. 需要開拓活動の委託に係る公募手続き等について十分な説明がなかったことから、ガス小売事業者間 の公平性の確保が確認できないため、託送料金原価から除く。 ・・・57, 204千円(3年平均)

計 57, 204千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-費用の配賦・レートメーク-

1. 申請された託送料金表は、ガス使用量「Om3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上であり、許容できるものであることを確認した。

-その他-

- 1. 申請託送供給約款の I. 基本事項の4. 引受条件の(4)「託送供給約款に記載されている「受入地点から連結点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ連結点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改めること。
- 2. その他

その他、記載誤り等についても修正する。

日本ガス

-前提計画(需要想定•設備投資計画)-

- 1. 需要想定について、自家使用等の需要見込みを計上していなかったため、原価算定期間中の需要量 に加算する。 ・・・211千m3(3年平均)
- 2. 設備投資計画について供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。

-経営効率化-

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する 費用を託送料金原価から減額する。

***16. 214千円(3年平均)

<u>計 16,214千円(3年平均)託送料金原価から減額する</u> (修繕費、固定資産税、固定資産除却費、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

-比較査定対象ネットワーク費用-

1. 将来の導管総延長は、過去の供給計画上の計画値の実現率(過去3年平均)を踏まえて算定したところ、適正な導管総延長に基づき算定されていることを確認した。このため、比較査定対象ネットワーク費用についての査定は発生しない。

-需給調整費-

1. 過去の最大時ガス量について、平成25年度から平成27年度の最大送出日の平均ロードカーブにおける最大時ガス量を用いる方法で調整カコストを再算定し、これを上回る部分を託送料金原価から減額する。 ・・・42,341千円(3年平均)

計 42,341千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-修繕費-

- 1. 原価算定期間各期首の帳簿原価に誤りがあるため、原価算定期間の修繕費を再算定して適正額との 差額を託送料金原価に反映する。 ・・・157千円(3年平均)
- 2. 未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。・・617千円(3年平均) 計 460千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-設備投資関連費用(減価償却費、固定資産除却費、事業報酬)-

- 1. 減価償却費
- (1)原価算定期間中の減価償却費の算定に誤りがあるため、再算定して適正額との差額を託送料金原価 に反映する。 ・・・43,250千円(3年平均)
- (2)原価算定期間中に予定する設備投資計画には導管の移設による投資額が含まれており、その際に受

け入れると思われる補償費相当額を圧縮せずに減価償却費の計算を行っているため、圧縮額に対応する減価償却費を託送料金原価から減額する。 ・・・15,602千円(3年平均)

(3)未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••11, 967千円(3年平均)

計 15,681千円(3年平均)を託送料金原価に反映する

2. 固定資産除却費

- (1)固定資産除却費は、過去実績に基づいて算定された適正な額が計上されていることを確認した。
- (2)未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

***1. 286千円(3年平均)

計 1.286千円(3年平均)託送料金原価から減額する

3. 事業報酬

- (1)原価算定期間中のレートベースに誤りがあり、事業報酬額は、正しいレートベースに基づいて再算定して適正額との差額を託送料金原価に反映する。 ・・・2,537千円(3年平均)
- (2)未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••1,851千円(3年平均)

計 686千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-租税課金、営業外費用、法人税等-

- 1. 租税課金
- (1)事業税について、適用税率の間違いを修正し、再算定して適正額との差額を託送料金原価に反映する。
 ・・・ 37,335千円(3年平均)
- (2)固定資産税・都市計画税について、査定内容を反映した額に減額する。

•••306千円(3年平均)

(3)固定資産税・都市計画税は、原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する金額を減額する。 ・・・493千円(3年平均)

計 36,536千円(3年平均)託送料金原価に反映する

- 2. 営業外費用
- (1)営業外費用は、雑支出の額について、算定し直した結果を反映する。

•••8千円(3年平均)

計 8千円(3年平均)託送料金原価に反映する

3. 法人税等

(1)法人税等について、固定資産にかかる査定内容を反映したレートベース比に見直し、再算定して適正額との差額を託送料金原価に反映する。 ・・・107千円(3年平均)

計 107千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-費用の配賦・レートメーク-

1. 申請された託送料金表は、ガス使用量「Om3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上であり、許容できるものであることを確認した。

-その他-

- 1. 申請託送供給約款の I. 基本事項の4. 引受条件の(4)「託送供給約款に記載されている「受入地点から連結点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ連結点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改めること。
- 2. その他、記載誤り等についても修正する。

加治木ガス

-前提計画(需要想定•設備投資計画)-

1. 需要想定について、原価算定期間と異なる期間で想定していため、本来の原価算定期間における需要想定で算定し、増加分をガス需要量に加算する。 ・・・27千 m3(3年平均)

-経営効率化-

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。 ・・・18千円(3年平均)

計 18千円(3年平均)託送料金原価から減額する (固定資産税、事業報酬額の内数の合計)

-比較査定対象ネットワーク費用-

1. 将来の導管総延長は、過去の供給計画上の計画値の実現率(過去3年平均)を踏まえて査定したところ、適正な導管総延長に基づき算定されているが、原価算定期間中の3月末の導管総延長の合計が端数切り上げになっていたため、端数切捨てし、比較査定ネットワーク費用から減額する。

***210千円(3年平均)

計 210千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-修繕費-

1. 修繕費は、簡素合理化方式を選択しているが告示の値を用いておらず、平均修繕費率に誤りがあった。また、原価算定期間の直前期末帳簿原価が誤っているため、再算定して適正額との差額を託送料金原価に反映する。 ・・・3,031千円(3年平均)

計 3,031千円(3年平均)託送料金原価に反映する

- -設備投資関連費用(減価償却費、事業報酬)-
- 1. 減価償却費
- (1)減価償却費について、簡素合理化方式を選択しながら告示の値を用いておらず、平均減価償却率に 誤りがあった。また、原価算定期間の直前期末帳簿原価を間違っていたので、再算定して適正額との差 額を託送料金原価から減額する。 ・・・26,634千円(3年平均)

計 26,634千円(3年平均)託送料金原価から減額する

2. 事業報酬

- (1)事業報酬額について、事業報酬率を告示の値としておらず、固定資産投資額を誤っているため再算定して適正額との差額を託送料金原価に反映する。 ・・・4,934千円(3年平均)
- (2)未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••14千円(3年平均)

計 4,920千円(3年平均)を託送料金原価に反映する

-事業者間精算費-

1. 事業者間精算費について、上流側事業者の料金表に基づいて正しく算定されていなかったため、算定 誤りを修正して再算定した適正額との差額を託送料金原価に反映する。

***12.647千円(3年平均)

計 12.647千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-租税課金、法人税等-

- 1. 租税課金
- (1)事業税について、託送料金原価の査定に伴い修正し、差額を託送料金原価に反映する。

***1,666千円(3年平均)

- (2)固定資産税は、原価算定期間各期首の帳簿価額を間違っていたため修正し、差額を減額する。 ・・・459千円(3年平均)
- (3)固定資産税は、原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する額を減額する。
 ・・・4千円(3年平均)
- (4) 道路占用料について、過去実績に基づいて適正な金額に修正し、差額を減額する。

***3.016千円(3年平均)

- (5) その他(印紙税・住民税)項目について、合理的な見積根拠がないため、託送料金原価から減額する。 ・・・372千円(3年平均)
- (6) 租税課金について、算定様式上の転記誤りがあるため、料金申請を修正し託送料金原価に反映する。 ・・・3,000千円(3年平均)

計 815千円(3年平均)託送料金原価に反映する

2. 法人税等

(1)法人税等について、配当金を基にした計算に誤りがあり、また託送関連レートベースを基に正しく算定 さいなかったため、誤りを修正して再算定して適正額との差額を託送料金原価から減額する。

•••3,908千円(3年平均)

計 3,908千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-費用の配賦・レートメーク-

1. 申請された託送料金表は、ガス使用量「Om3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上であり、許容できるものであることを確認した。

-その他-

- 1. 申請託送供給約款の I. 基本事項の4. 引受条件の(4)「託送供給約款に記載されている「受入地点から連結点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ連結点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改めること。
- 2. その他、記載誤り等についても修正する。

国分隼人ガス

-前提計画(需要想定・設備投資計画)-

- 1. 需要想定について、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。
- 2. 設備投資計画について、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。

-経営効率化-

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する 費用を託送料金原価から減額する。 ・・・38千円(3年平均)

> 計 38千円(3年平均)託送料金原価から減額する (固定資産税、事業報酬額の内数の合計)

-比較査定対象ネットワーク費用-

1. 将来の導管総延長は、過去の供給計画上の計画値の実現率(過去3年平均)を踏まえて算定したところ、適正な導管総延長に基づき算定されていることを確認した。このため、比較査定対象ネットワーク費用についての査定は発生しない。

-修繕費-

1. 修繕費は、期首帳簿原価の算定について誤りがあったため、誤りを修正して再算定して適正額との差額を託送料金原価から減額する。 ・・・50千円(3年平均)

計 50千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-設備投資関連費用(減価償却費、事業報酬)-

- 1. 減価償却費
- 1. 減価償却費について、期首帳簿原価の算定に誤りがあったため誤りを修正して再算定して適正額との 差額を託送料金原価から減額する。

•••563千円(3年平均)

計 563千円(3年平均)を託送料金原価から減額する

2. 事業報酬

- (1)事業報酬額について、ガス導管事業以外の資産として、レートベースから減額された資産に係るものは託送料金原価から減額する。 ・・・2,881千円(3年平均)
- (2)未契約分について、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••29千円(3年平均)

計2,910千円(3年平均)を託送料金原価から減額する

-事業者間精算費-

1. 事業者間精算費について、上流側事業者の料金表に基づいて正しく算定されていなかったため、算定 誤りを修正して再算定した適正額との差額を託送料金原価に反映する。

***1. 771千円(3年平均)

計 1,771千円(3年平均)託送料金原価に反映する

-租税課金、法人税等-

- 1. 租税課金
- (1) 事業税について、算定誤りがあるため修正し、差額を託送料金原価に反映する。

•••718千円(3年平均)

(2)固定資産税・都市計画税ついて、経営効率化割合相当分を託送料金原価から減額する。

•••9千円(3年平均)

計 709千円(3年平均)託送料金原価に反映する

2. 法人税等

(1)法人税等は、託送関連レートベースを基に正しく算定されていなかったため、誤りを修正して再算定して適正額との差額を託送料金原価から減額する。

•••4. 174千円(3年平均)

計 4,174千円(3年平均)託送料金原価から減額する

-費用の配賦・レートメーク-

1. 申請された託送料金表は、ガス使用量「Om3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上であり、許容できるものであることを確認した。

-その他-

- 1. 申請託送供給約款の I. 基本事項の4. 引受条件の(4)「託送供給約款に記載されている「受入地点から連結点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ連結点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」」に改めること。
- 2. その他、記載誤り等についても修正する。